

平成26年 6 月30日

◎上田委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開催いたします。（14時0分開会）

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。日程につきましては、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、7月2日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

それではお諮りします。

日程についてはお手元に、お配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（異議なし）

◎上田委員長 異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに、説明を受けることとします。

《農業振興部》

◎上田委員長 最初に、農業振興部についてであります。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎味元農業振興部長 それでは、私から農業振興部の提出議案と報告事項につきまして、総括的な説明をさせていただきます。

当部にかかります議案につきましては、条例議案1件でございます。お手元の資料ナンバー③の26ページをお開きいただきたいと存じます。

第15号、高知県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例議案についてでございます。この条例につきましては、高幡地区と高知西南地区の2地区におきまして、実施をいたしました国営土地改良事業につきまして、関係市町村と受益者からの負担金の償還が終了したことに伴いまして、その根拠となる条例を廃止するものでございます。

これにつきましては、農業基盤課長より御説明を申し上げます。

続きまして、報告事項について、御説明をいたします。

当部からの報告事項は、次世代施設園芸団地についての1件でございます。

国の事業を活用いたしまして、本年度から、四万十町の県有地におきまして、高軒高ハウスや集出荷施設などを備えた次世代施設園芸団地の整備に着手しております。団地の運営内容や、現在の進捗状況、今後の予定などにつきまして、環境農業推進課長から御説明します。

最後にお手元の資料に、各種審議会の審議経過等についてを添付しております。高知県農林漁業基本対策審議会、及び高知県卸売市場審議会委員につきましては、前回の御報告以降、開催しておりませんで、今後の開催予定などを記載しております。

総括説明は、以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

◎上田委員長 ありがとうございます。

続いて、所管課の説明を求めます。

〈農業基盤課〉

◎上田委員長 農業基盤課の説明を求めます。

◎松尾農業基盤課長 農業基盤課でございます。よろしく申し上げます。

それでは、条例その他議案について御説明いたします。お手元の資料ナンバー④議案説明書、条例その他の5ページをお願いいたします。

一番上にごございます高知県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例議案でございます。高知県国営土地改良事業負担金徴収条例は、高幡地区と高知西南地区の2地区で実施いたしました国営土地改良事業に要した費用の一部を、関係市町村と受益者から負担金として徴収するため、土地改良法で定めるところにより制定したものでございます。平成25年度をもちまして、関係市町村及び受益者からの負担金の償還がすべて終了しましたことから、このたび、その根拠となる条例を廃止するものでございます。

それでは、高幡地区と高知西南地区で実施いたしました国営土地改良事業の主な概要につきまして、御説明させていただきます。

お手元にお配りしております商工農林水産委員会資料のうち、議案に関する補足説明資料、これの赤いインデックス、農業基盤課と記しております。その1ページをお願いいたします。

まず、高幡地区でございます。高幡地区は、旧の窪川町や大正町などを5町村にまたがる121ヘクタールの受益地を対象といたしまして、農地造成74ヘクタールや区画整理47ヘクタールなどの整備を行ったものでございます。総事業費は、108億3,300万円で、事業期間は、昭和60年度から平成9年度までとなっております。

事業に伴います関係町村と受益農家の負担額は合計7億8,800万円余りで、償還期間は、事業完了年度の翌年度の平成10年度から平成24年度まで、据置期間3年間を含む15年間の元利均等払いの方法により償還いただいております。

次に、2ページをお開きいただきます。

高知西南地区でございます。高知西南地区は、旧の中村市や土佐清水市など5市町村にまたがる332ヘクタールの受益地を対象といたしまして、農地造成208ヘクタールや区画整理124ヘクタールなどの整備を行ったものでございます。総事業費は、277億2,100万円で、事業期間は、昭和60年度から平成13年度までとなっております。

関係市町村と受益農家の負担額は、合計18億9,400万円余りで、償還期間につきましては、地元から償還期間を短縮したいとの要望があったことから、事業完了年度の翌年度の平成14年度から、据置期間をとらない12年間で償還をいただき、平成25年度で終了をしております。

以上で、農業基盤課の説明を終わります。

◎上田委員長 ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。

◎金子委員 この条例は、事業が終了して徴収期間も終わったということで、格段問題ないと思いますけれども、この受益者負担はもう100%償還されておりますか。

◎松尾農業基盤課長 そのとおりでございます。

◎米田委員 町村、地元自治体と受益者の負担割合というのは、全体の事業費の何%って決まっちゃうわけですかね、市町村何ぼ、受益者何ぼって。率は。

◎松尾農業基盤課長 市町村と農家を合わせた負担は決まっておりますけれども、市町村と農家の負担割合は、それぞれの市町村と農家の間で決めていくということになっております。

◎米田委員 そしたら、受益者とそれぞれの自治体の財政力やそういう判断でこういうことになったということですかね。

◎松尾農業基盤課長 例えば、この説明資料の補足資料の1ページでございます、高幡地区の葉山村につきましては、受益者ゼロということになってはいますが、これにつきましては、農地造成区画整理といった直接的なそういう農家の資産になる事業はやっていませんで、大野見村と隣接した形で農地造成をした際に、いわゆる支線道路を葉山村のところで実施をしたと。そういったことで、いわゆる公共的に利用されるものについては、市町村のほうで負担をされたという実態でございます。

◎米田委員 今後も、県として、国営農地を開発する見込みとかそういうものは、もう基本的にはないという判断、状況ですか。

◎松尾農業基盤課長 現在、南国市で、国営のいわゆる区画整理、圃場整備でございますけれども、実施できるかどうかというような可能性の検討調査を昨年度から、国が直営で実施しております。今後の見通し等々については、まだわかりませんが、そうした可能性というのは全くないというような状況ではありません。

◎米田委員 わかりました。

◎上田委員長 いいですかね。

それでは質疑を終わります。

以上で、農業振興部の議案を終わります。

続きまして、農業振興部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、

これを受けることにいたします。

〈環境農業推進課〉

◎上田委員長 次世代施設園芸団地について、環境農業推進課の説明を求めます。

◎美島環境農業推進課長 青のインデックス、商工農林水産委員会資料、報告事項の資料をごらんください。1 ページ目になります。

次世代施設園芸団地につきましては、昨年の9月議会で整備構想について御報告したところですが、今回はその後の進捗状況について、御報告いたします。

現在、県では、施設園芸における飛躍的な増収と高品質化を実現するため、ハウス内の二酸化炭素濃度や温度、湿度などを作物の生育に最も適した環境にコントロールする高知新施設園芸システムの研究開発と、既存ハウスを含めた県内全域の普及を目指した取り組みを進めております。

また、この4月には、これらの先進技術を取り入れた施設園芸の担い手を育成するための農業担い手育成センターを四万十町にオープンしております。次世代施設園芸団地は、農業担い手育成センターの隣接地に建設する計画であり、センターとの連携による相乗効果によりまして、現在進めておりますこうち新施設園芸システムの普及をより加速化するためのモデル団地として先導的な役割を果たしてもらおうとするものです。

次のページをごらんください。一番上の行にありますように、団地には、高軒高ハウスに有機栽培や統合環境制御装置などをフル装備し、トマトの周年安定生産技術の大規模実証を行うことにしております。県内の農業者に、実際の施設や装置、経営などを見てもらい、それぞれの経営状況や栽培作物、立地条件などに応じて取り入れてもらうことを目的としております。

建設する場所につきましては、パース図左下の囲みの地図にあります四万十町黒石です。

施設につきましては、パース図をごらんください。団地の整備予定地は約6ヘクタールです。その中に、高軒高ハウス1.5ヘクタールを1棟、1.4ヘクタールを2棟。そのほかに、選果ラインを備えた集出荷施設や、おが粉ボイラーによるエネルギー供給施設、燃料となるおが粉の供給施設、二酸化炭素供給装置のためのLPガスタンク。右上、少し小さいですけれども、完全人工光を利用した苗テラス、種苗供給施設を整備する計画になっております。なお、右のほうにありますクライנגルテンは、四万十町の移住促進用の施設。右上のほうにあります施設野菜ハウスや研修棟は、農業担い手育成センターの施設の一部でございます。

中ほどにあります、コンソーシアム名と構成員の欄をごらんください。施設の建設と団地における農業経営は、有限会社四万十みはら菜園、株式会社ベストグロウ、四万十とまと株式会社の3社です。この3社を含む協議会は団地を運営する組織といった位置づけになっておりますけれども、実際には、経営主体の3社を、それぞれの専門分野から支援す

る組織と考えていただければいいと思います。3社以外の構成員は、おが粉供給を担う暁産業と森林組合、流通販売や資材供給などを担う農協園芸連、技術や経営面からのサポートを行います高知大学や工科大学、県の普及や試験研究、実証機関としての担い手育成センターなどです。

なお、施設や装置メーカーなども、業者が決まり次第、構成員に加わることになっております。

経営主体の3社につきましては、県のホームページなどで公募し、応募のあった候補者の事業計画について、高知大学、JA中央会、県信用農業協同組合連合会の外部有識者で構成する審査会で審査し、決定しております。

なお、当初に応募があったのは、みはら菜園と四万十とまと、東山建設の三者で3社ともに、審査会で適当な判断をいただきましたが、4月に、東山建設から参入辞退の申し入れがありましたので、追加募集を行い、その際公募のあったベストグロウを再審査し、最終的に、先に述べた3社に決定しております。

決定した3社のうち、みはら菜園は、現在三原村で2.7ヘクタールの高軒高ハウスで今回の団地と同様な経営を行っており、全国でもトップクラスの成績上げております。また、ベストグロウは、みはら菜園の経営者が出資して設立したトマトの加工販売を行ってる会社で、今回はトマトの生産にも進出する計画です。四万十とまとは、四万十町で建設会社を営んでる方と、養鶏などを営んでいる農業者の方が出資して設立した会社です。

中ほどをごらんください。総事業費は約31億円で、土地基盤整備に約1.3億円、施設等整備に約30億円でございます。

品目はトマト、目標収量は10アール当たり37トン。これは、県平均収量の2倍以上となっております。なお、団地に参入するみはら菜園は、毎年40トン以上の実績を現在上げております。ハウス面積は4.3ヘクタールで、団地全体では1,591トンの生産を予定しております。

その下にあります事業実施概要欄の拠点施設につきましては、先ほど紹介したとおりです。

技術実証の内容は、統合環境制御によるトマトの高品質多収周年安定生産技術の実証ということで、7月から8月に定植して、10月から翌年の4月まで収穫する促成栽培を予定しております。

また、②にありますように、これまでの長年の経験と勘に頼った栽培から、ハウス内の環境やトマトの生体情報を測定し、データを解析しながら、環境をコントロールするといった栽培を実証することとしております。

その他の取り組みですが、県内の農業者に実際の技術や経営を見てもらうことはもちろんのことですが、先進技術や経営セミナーの開催、実需者のニーズに合わせた商品の安定

生産や契約販売などにも取り組むこととしております。

施設整備の進捗状況ですが、計画では、今年中に基盤整備、27年度に施設の整備、28年度の8月から栽培を開始する予定で進めております。既に、整備予定地の測量調査と井戸の試掘や、既存井戸の揚水調査、これは終了いたしまして、現在、基盤整備の実施設計を行っており、9月から圃場整備、年明けの1月からは、揚水機場やパイプラインの整備にかかり、27年7月に完成する計画です。

また、ハウスなどの施設整備や、現在経営主体の3社が施設や装置のメーカーの話を聞くなどをして勉強会を行い、仕様書の作成に取り組んでおります。

10月から実施設計、27年の5月から、施設建設に取り組むこととしており、現在のところおおむね計画どおりに進捗しております。

以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

◎上田委員長 ありがとうございます。質疑を行います。

◎武石委員 よくわかりました。

それで、担い手育成センターとの連携というところで、ここでもこの大型のハウスの技術指導とか、いろいろフォローアップだとか、それから、そこで蓄積したものを県下に広げると、こういった機能を持つと思うんですけど、その辺のスケジュール的なものはどうなりますか。今、御説明では、28年8月から大型ハウスの稼働が始まるという話でした。その実証ハウスのスケジュール、現時点でおわりの範囲で御説明をお願いします。

◎美島環境農業推進課長 担い手育成センターですが、今ハウスとか古い施設の解体工事、これをこの7月から10月に実施設計、12月から年度末にかけて解体工事を行うことにしております。

それから、現在の建物で使えるものについての修繕、これをやはり7月から12月に実施設計、工事を1月から来年の7月までの予定で進めております。

それから、ハウスの新設、これは7棟予定してます。うち2棟は、高軒高ハウスですけども、これにつきましては、現在、実施設計が7月5日で終わりますけれども、その後8月から工事に入りまして、年度内に、高軒高ハウス2棟を含む7棟と既存のハウス含めて13棟が整備される予定になっておりますので、来年度につきましては、このハウスなんかを使いまして、それぞれ、実証試験をします。ここは、次世代型だけではなく、基礎技術等も研修いたしますので、そういったものも使いながら研修する予定です。

なお、現在、みはら菜園であるとか、今、既存のハウスの中で、今度つくる次世代型のハウスで実需者にあうような品種の試験なんかもちよっとやっておるところではあります。

それから、あと、もう一つ、担い手育成センターでは、28年度から定員を今現在の20名から40人に拡大する予定です。その寮、現在の20人規模からあと20人規模のCLTの長期研修生の寮を建設する予定です。これが、28年度の2月までかかりますんで、その実施設

計等にも現在取り組んでおるところです。以上でございます。

◎武石委員 わかりました。担い手育成センターで研修されてる方の意欲も、私もお邪魔してお聞きすると、非常に意欲、意識が高い方が目的意識しっかり持ってやっておられるんで、今の課長の話では、さらにそれを拡充するということですから、ぜひ、その方向で頑張ってくださいと思います。

それから、大型ハウスの件ですが、揚水、農業用水の調査を始められているということですけど、もう、執行部も御承知のように、東又地区というのは、しばらくその窪川でも水道がないところでありましてね。もうずっと井戸で生活しておって、高知国体の直前にやっと簡易水道が設置された、整備されたと、そういうところでありましてね。今、地元で、私もいろいろ話聞くと、東又はそれほど水があるんかえという話もありますけど、それを調査されておるところでしょうけど、地元から、そういうちょっと不安の声も上がってます。現時点で、何かその辺おわかりのことがあれば、水量とか水脈の状況とかいうことやと思うんですけどね。何かあれば、今の時点で聞かせたいです。

◎美島環境農業推進課長 次世代団体4.3ヘクタールの必要水量ですが、最も多いのが四、五、六月、ちょうど今の時期あたりになると思いますけれども、日量で大体500トンぐらいの水量が必要になります。冬場はこの半分ぐらいでいけるだろうということで調査しております。現在、新規井戸を4カ所試掘いたしまして、それと、あと既存の井戸9カ所、担い手育成センターが使っておった井戸なんかもありますので、そこの調査いたしまして、現在のところ、この必要水量、おおむね確保できるんじゃないかという見込みになっております。

◎樋口委員 木質ボイラーですが。これ、おが粉ボイラーですか。それが一つ。二つ目は、おが粉ボイラーは、この業者が選んだんですか。それとも、県が、何かアドバイスをしたのか、どちらですか。

◎美島環境農業推進課長 国の補助事業の中で、木質バイオマスボイラーというのが要件になっておりまして、その中で、今一般にやられてるのはペレット。それから、チップ。チップも少ないですけども、それと、あと、おが粉が、暁産業というところがバーナーの開発しまして、そこのチップは若干温度設定とか、ちょっと湿っておったらとかいうことで経営的に不安があるということで、ペレットかおが粉。その中で、ペレットは今キロ40円程度のものが、おが粉であれば28円、7掛けぐらいの価格でいくと。ランニング、イニシャルコストを計算しましたところ、おが粉のほうが有利ではないかということで、農業者の参入される方に説明いたしまして、そういう方向で、今進めておるところです。

◎樋口委員 いや、業者はどこを選ぼうが勝手なんですけど、実際、おが粉ボイラーを使ってる、安芸も使ってるんです。決して、快調じゃないように聞いてます。先ほど、チップ

は湿ったら心配と言われましたけど、おが粉はよけ湿るといってお話があって、おが粉をたく前に、わざわざ余熱で乾燥さしてという方向に持っていかな、なかなかこれ熱量が出るというような現場の話をいろいろ聞いてます。そこらあたりは大丈夫なんですか。

◎美島環境農業推進課長 先だって、この経営主体の3社、それで、県内でおが粉ボイラー入れております安芸市のユリ農家の方、それと四万十町の養鰻農家、2カ所が入ってるということで、そこ行かましてお話も聞きまして、いけるだろうという判断をさせていただいておるところでございます。

◎樋口委員 簡単に言うたら、こちらのほうは燃料コストが、二、三割安くなりそうだということですよ。

◎美島環境農業推進課長 そうですね。

◎金子委員 関連して。

私は、これ林業振興・環境部のボイラーの関係で、おが粉は安いし積極的に活用してはどうかという提案をしたわけですが、どうもうまくないという返事で、あとでけられたんですが、この4月の業務概要調査のときに、おが粉の問題は、今、樋口委員が言いましたように非常にかさがある、運搬の問題とか湿度の問題とか。それをまた乾燥せないかんということで、ペレットのほうの方が有望ですというふうにはっきり言われたわけです。その辺の技術的にどうなのか、製品的にどうなのかいうことを十分詰めておいていただきたいです。

◎美島環境農業推進課長 はい、わかりました。なお、詰めておくようにしたいと思います。

◎米田委員 事業費の財源内訳はどんなでしたか、31億円というのは。

◎美島環境農業推進課長 国費が2分の1、県費が6分の1、事業者負担は3分の1となっておりますけれども、国費の中に、炭酸ガス制御装置などの環境制御装置、こういったものは定額補助がありますので、事業者負担は3分の1よりもっと安くなるということです。

それから、あと、基盤整備は、県費、県で整備するようにしております。

◎米田委員 実際生産されて生産物の販路というか、そこら辺は一定決まっちゃうんですか。

◎美島環境農業推進課長 今現在、みはら菜園のほうは、メーカーへ契約販売で出荷しておりますが、そことか、あと四万十みはらも個人の販売で量販店であるとか、ちょっと名前まで教えてくれませんでしたけどコンビニとか、そういうところに、今のみはら菜園のトマトを持って行って営業をしております。そういった中で、これまで、みはら菜園のトマトは消費者からのクレームがないとか、日持ちが非常にいいとか、品質評価が高いということで、そういった量販店、食品会社、それからコンビニ、そういったところとの契約販売を一つは想定しております。契約販売の場合は、ある一定の限られた量を定期的に出さ

ないかんということもありまして、率的にはどのぐらいになるかわかりませんが、園芸連とも協力しまして、市場出荷も計画してバランスよい形で出荷販売するというので、今、計画しております。

◎米田委員 それで、ここは一応モデル事業ということで、うまく回れば県下に一定地域的なところもあるんですけど普及させたいわけよね。その場合にやっぱり、なかなか施設だとか土地の基盤整備とか、お金が実際かかりますよね。こうやって国費でやってくれたところは、まだ可能性ありますけど。

今後、28年度から生産開始ですけど、その後、県下にこういう技術や施設を普及するに当たって、基本的に県としてどんなふうを考えられているのか、お聞きしたいんですけど。

◎美島環境農業推進課長 現在のこのモデル事業につきましては、やっぱりある一定の規模、複数の人数が入る、それから集出荷施設とか、木質バイオマスボイラーを備えるであるとか、いろんな要件があります。

だから、これと同一のものというのはなかなか難しいと思いますけれども、県内の先進的な農業者なんかでも、高軒高ハウスもやってみたいという方もおります。それから、既存ハウスの方でも、そういう環境制御装置を入れたいという方がおられますので、現在、国庫事業なんかでも使えるものがあります。強い農業交付金であるとか、経営体育成支援事業であるとか。ただ、ハウス施設と一体整備をせないかんとか、ものによっては補助率が若干低いとか、そういったことがありますので、この4月にも、国に対して、今後一般に普及するための補助制度を創設するよということに政策提言してきたところでございます。

◎米田委員 あわせて国に対してもそういう提言活動を強めて、これがうまいこと行けばぐっと広がるよということ、そういう全体的な普及のことも視野に入れながらということに努力されてるといえることですよ。

◎美島環境農業推進課長 県単のレンタルハウス整備事業につきましても、ハウスを一体的に整備する場合は、環境制御装置、すべて同時にできるようになってますので、こういったものなんか積極的に使っていただきたいと考えております。

◎上田委員長 ようございますかね。

それでは、以上で質疑を終わります。

以上で、農業振興部を終わります。ありがとうございました。

《林業振興・環境部》

◎上田委員長 次に、林業振興・環境部について行います。

林業振興・環境部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けるといたします。

最初に、部長の総括説明を求めます。

◎大野林業振興・環境部長 それでは、林業振興・環境部の報告事項について、御説明いたします。報告事項は1件でございます。

南海トラフ地震を初めとします大規模な災害により発生する災害廃棄物の処理に当たって、県の基本的な考え方や処理方策を示しました高知県災害廃棄物処理計画（案）について、御報告させていただきます。

また、林業振興・環境部が所管します審議会の審議経過等につきましては、お手元の資料、別とじに一覧表をおつけしておりますのでごらんください。

以上、総括的に御説明いたしました。報告事項の詳細は、担当の課長から御説明いたしますので、よろしく申し上げます。

◎上田委員長 ありがとうございます。

〈環境対策課〉

◎上田委員長 次に、高知県災害廃棄物処理計画（案）について、環境対策課の説明を求めます。

◎川上環境対策課長 商工農林水産委員会資料、報告事項の環境対策課の赤いインデックス、資料1、高知県災害廃棄物処理計画（案）の概要をお願いします。

災害廃棄物処理計画の概要につきまして、御報告をさせていただきます。

まず初めに、本日お配りしました資料の確認をさせていただきたいと思います。まず初めに赤いインデックスがつきました資料1、高知県災害廃棄物処理計画（案）の概要、A4版のものでございます。それと、資料2、災害廃棄物処理の基本的な流れと検討課題、A3横長になっております。資料3、高知県災害廃棄物処理計画、これは概要版でございます。A3が大体17枚ほどつづられたものでございます。それと、資料4、計画書（案）、ちょっと厚めのものでございます。それと、市町村災害廃棄物処理基本策定を支援するための資料5、ひな形と資料6、その手引き（案）の6点でございます。

説明は、資料1、資料2、それと、概要版の資料3の三つで行いたいと思います。途中資料が入れかわるところがありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。

資料1の1ページをごらんください。まず、全体の構成でございます。

計画は、第1編総則と第2編本編の2部構成となっており、第1編総則では、背景、目的、計画の位置づけ、災害廃棄物発生量、対象とする災害、処理方針、処理主体など、基本的な事項を、第2編本編では、組織体制、協力支援体制、広報、災害廃棄物処理業務、環境モニタリング等、災害が発生した際に、災害廃棄物をどのような手順で、どのような処理作業を行い、その際に注意する点とか、留意が必要なことなどをまとめております。

次に2ページ、計画の位置づけでございます。

昨年11月には、同年5月15日に危機管理部が公表しました、南海トラフ地震の被害想定

を踏まえまして、発生量、県の役割、関係者間の連携といった災害廃棄物処理の基本となるものを基本計画として整理しました。地震に伴う災害廃棄物処理につきましては、膨大な発生量に加えて、津波により海水をかぶった廃棄物や津波堆積物、また、有害物質や危険物が混然一体となった廃棄物等、処理困難な廃棄物が大きな障壁となります。こうしたことから、今回の計画につきましては、大学の研究者や東日本大震災で実務経験のありますコンサルタントなどが参加しております、一般社団法人廃棄物資源循環学会の協力も得ながら策定をしております。

災害廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物とされておりまして、処理の主体は一義的には市町村となります。県としましては、南海トラフ地震に伴う廃棄物処理につきましては、市町村と一体となって全県単位で手だてを講じることが必要と考え、この計画を策定しました。市町村には、災害廃棄物処理計画の重要性を認識していただき、地域の実情に即した施設の配置計画でありますとか、処理方法などを盛り込んだ計画を策定していただくことが大切と考えております。

こうした考えのもと、少しでも市町村の作業負担を軽減し、早期に計画の策定ができますよう支援ツールとして、先ほど御紹介いたしました、ひな形とか手引書を作成し、全市町村で計画の策定が進めますよう支援していきたいと考えております。

東日本大震災から3年が経過し、被災地での処理は一部の地域を除いてほぼ終了しております。今後、災害廃棄物処理に関する実証的な検証が進み反省点や課題、新たな観点からの対策などが出てくるものと思われまます。

一方、国におきましては、災害廃棄物の広域処理などを議論する対策協議会を各ブロック単位で設置することとしておりまして、ここでの議論も含めて国の動向などを注視していく必要があるものと考えております。

また、今回の計画では、L2規模の災害廃棄物の発生量が膨大でありますことから、具体的な仮置き場所でありますとか、最終処分先等について十分な方策をお示しできておりません。

したがいまして、この計画につきましては、市町村におけます災害廃棄物処理計画の策定の状況でありますとか、他の地震対策関連計画の状況、東日本大震災の検証結果、さらには国の動きなどと整合性も十分に勘案し、より実効性のある計画とするため、さらなるバージョンアップが必要と考えております。

このため、今回の計画につきましては、次へのステップとなる第1弾の計画、バージョン1として策定させていただいております。

次に、3、背景及び目的でございます。災害廃棄物処理計画は、災害が発生してからではなく、防災的観点から事前に可能な限り対策を講じておくことが必要であるという基本認識のもと、災害廃棄物を迅速にかつ適正に処理するため、処理に当たっての基本的な考

え方や処理手順とその方策を示しますとともに、早期の県民の生活基盤の復旧や復興、生活環境の改善に結びつけるために策定するものでございます。

次、4番目の対象とする災害でございます。ここから8、業務の流れまでは、資料の3概要版を使って説明させていただきたいと思えます。

それでは、概要版の1ページ、右のほうをごらんください。対象とする災害を書いてございます。

まず、対象とする災害としましては、L1、発生頻度の高い一定程度の地震津波、それとL2、最大クラスの地震津波、それと、風水害等、台風による大規模水害、以上三つでございます。風水害等を入れてありますのは、台風等によります大規模水害では、地震と同様に災害廃棄物が発生するため、準じて処理しようとするものでございます。

次に、災害廃棄物発生量と種類でございます。同じ概要版1ページの右の欄の一番下でございます。

発生量は、昨年5月15日に県が公表しました最悪のケースの被害想定と津波浸水予想区域を用いまして推計しています。L1では、木くずやコンクリートがらなど、いわゆる瓦れき類等々、津波堆積物を合わせまして、左のほうにございますけど、1,026万5,000トン。L2では、同様に二つを合わせまして、3,229万8,000トンと推計しております。特に、L2の発生量につきましては、東日本大震災で大きな被害が出ました岩手、宮城、福島を合わせた量を超える膨大な発生量の推計となっております。

災害廃棄物の種類につきましては、概要版、次の2ページの左の欄をお願いします。

災害廃棄物の種類としましては、大きくは木くずやコンクリートがらなど瓦れき類等と津波堆積物に大きく区分されます。

次に、処理の基本的な考え方でございます。先ほどの2ページの右の欄に五つ掲げてございます。

まず一つ目は、地震等大規模な災害が発生した場合、官民を挙げて県民の生活基盤の復旧復興のために協力して、災害廃棄物の処理を行うものでございます。

二つ目は、災害廃棄物は一般廃棄物とされておりますことから、処理の主体は市町村となりますが、東日本大震災では被災規模が大きく市町村の行政遂行力が大きく減退したため、県が地方自治法上の事務委託を受け、処理を行っている例がございます。本県でも同様のことが想定されますことから、被災状況や市町村の状況も見ながら広域調整を含め、県が積極的に対応することとしております。

三つ目と四つ目につきましては、L1とL2における処理の目標についてでございます。L1につきましては、3年以内の処理を目指して精いっぱい取り組むというふうに考えております。L2につきましては、災害廃棄物の発生量や既存の処理資源などから、現時点では3年以内に処理を終えることは難しく、特に最終処分については、海面埋め立てであ

りますとか、県外広域処理といったさまざまな角度から多様な最終処分の方法について、今後さらに検討を深める必要があるものと考えております。

五つ目につきましては、災害廃棄物の再資源化を最大限図ることとしておりまして、最終埋立処分の減量化を目指していきます。

東日本大震災では、廃棄物の再資源化を図ることによりまして、80%ほどの減量につながったと聞いております。再資源化に必要な一連の作業は一見手間がかかるように思われがちですが、それぞれの段階で適切な分別や選別を行い、再生利用することにより最終処分の減量化につながりますとともに、東日本大震災では結果的に処理に要する時間と経費の削減につながったと聞いております。

7番目としまして、組織体制及び情報収集、概要版の3ページでございます。

災害が発生した場合、災害対策本部の下に災害廃棄物対策本部を林業振興・環境部内に設置し、総合的に災害廃棄物対策を行うこととしています。ここでは、災害廃棄物処理の司令塔として、国、他県、市町村、関係団体との連絡調整でありますとか、情報収集、災害廃棄物処理が円滑に進みますよう、市町村間の広域調整や各種手続に関する助言や支援などを行います。

次に、業務の流れでございます。概要版4ページでございます。

ここでは、発災後直ちに県が行うべき応急期の業務を、6時間を単位とする時間軸ごとに示しております。行うべき業務が一定明らかとなっております、初動の動きがスムーズに行うことができるものと考えております。

次に、災害廃棄物処理の流れ及び課題についてでございます。資料2をお願いします。

資料の左側に、発災から処理の完了までの一連の流れと、それぞれの段階の目安となる期間を示しております。

まず、左側ですけど、処理の流れにつきましては、地震が発生しますと倒壊した家屋等の瓦れきが一面に散乱しており、まずは人命救助が優先されます。あわせて、復旧に向けた第一歩としての道の確保のための道路啓開、そういったものが始まります。

そのあと、被災者の生活環境の改善や復旧に向けて、被災地区には比較的近い場所に設けます住民用仮置き場に災害廃棄物が持ち込まれます。その後、市町村内に設けられました複数の集積する場所、一次仮置き場へ搬入し、ここでは、再資源化に向けた前処理等が行われます。そのあと、一次仮置き場に集積された災害廃棄物は、次の処理段階であります二次仮置き場へと整備状況に応じて順次搬入されます。この二次仮置き場は、廃棄物の減量化と再資源化に向けて、破碎とか、除塩、選別、焼却などを行う中間処理施設と保管場所を併設したものとなります。

したがいまして、車両の走行スペースとか、選別等の作業スペースも必要なことを考えますと、かなりまとまった面積が必要となります。東日本大震災の際には広いところでは、

二次仮置き場30ヘクタールほどのところもありましたし、平均して大体15ヘクタールほどの広い敷地が必要になっております。

二次仮置き場で選別や焼却を行い再資源化を行った上で、最後に残った燃焼灰とか、不燃物、処理できなかったもの、これは、最終処分場等に搬出しまして埋め立て処分を行うこととなります。

次に、期間の目安としましては、一次仮置き場への搬入は発災後1カ月後ごろから始まり、二次仮置き場での処理は発災後半年後ごろから始まると考えております。

以上が、廃棄物の処理の流れでございます。

概要版に戻っていただきまして、8ページをお願いします。

L2を例にしまして御説明します。このフロー図につきましては、発災時にはさまざまな廃棄物が混在してあるものを、段階ごとに処理を加えまして、使えるものと使えないものに区分しながら、最終的にできる再生品目とその量、利用用途、さらには、再利用できない不燃物等の量と処分先等をあらわしたものでございます。

左から、まず、高知県の図がありますが、県全体とブロック別の災害廃棄物の発生量で、全体では3,229万8,000トンとなります。

右側の仮置き場につきましては、県全体で大体733ヘクタール必要となっております。L1と比較しますと約3倍強の面積が必要となります。ちなみにこの733ヘクタールという広さは、県営春野球場がおよそ大体2.1ヘクタールほどございますけど、これで換算しますと大体350個分ということになります。

その次の図の右のほうに一次仮置き場では、コンクリートがら5種類の組成別に区分します。この状態で二次仮置き場に搬入し、破砕や選別を行い、利用目的に応じた再生資材に区分します。右端には、再生資材別の量と利用用途、それと最後に不燃物等の最終埋立処分量を出してございます。

元の資料2をお願いします。

資料の右側の事前準備検討課題についてでございます。今回の計画では、地震など災害が発生した場合、県や市町村はどのように動くかその手順や処理方針を示し、L1、L2の災害規模に応じて、再資源化量や最終処分量等、処理の見込み量を示してございます。

しかしながら、今回の計画では、特にL2についてですけど、具体的な対応策を明確にお示しできておらず、今後の検討課題としてまとめたものが、ここの事前準備（検討課題）で書いてある項目でございます。

まず、発災現場での対応ということでございますが、発災時の道路啓開作業を安全で円滑に進めるため、有害物質や危険物の所在を地図上に落とし込み、これから策定されます道路啓開計画に盛り込む必要がありますし、し尿収集処理対策や避難所の仮設トイレの確保なども欠かせないものとなります。これらは、関係する部局とも連携しながら検討を深

めていきたいと思っております。

また、一次仮置き場、二次仮置き場では、仮置き場をどこにどのくらいのもの配置するのか、市町村の広域ブロック単位をどうするか、場所の選定や用地確保策などを含め検討が必要ですし、収集運搬では、運搬ルートや運搬車両の台数などの検討が必要です。こうした点は、今後、市町村災害廃棄物処理計画の策定状況も見ながら、市町村とともに協議調整の上、詰めていくことが必要と考えております。

また、二次仮置き場におきましては、中間処理としての破碎、焼却に要する資機材の検討、再資源化に際しての具体的な利用先などの検討が必要となりますし、最終処分時は具体的な最終処分先、そういったものをいろいろな角度から多様な処分方法の検討が必要と考えております。

こうしたことから、最初にも御説明させていただきましたが、この計画は次へのステップとなる第1弾の計画と考えておまして、今後この計画をベースに市町村を初め関係者とも十分な協議調整を行いながら、より実効性のある計画へとバージョンアップを図っていきたくと考えております。

なお、その際には、改めて議会にも御報告をさせていただきます。

最後に資料1へ帰っていただきたいと思っております。今後のスケジュールでございます。

本日御報告をさせていただきました計画案につきましては、今月中には県計画として策定したいと考えております。策定後は、まずは各市町村に災害廃棄物処理計画の必要性でありますとか、重要性を認識していただいて策定に取り組んでいただく必要があります。

そうしたことから、今後、五つの南海地震対策地域本部との連携の上、秋ごろからは県内5ブロックで処理計画に関する市町村説明会を実施する予定にしております。

また、市町村から個別に要請がありましたら、市町村を訪問し、助言や支援を行うなど、全市町村の災害廃棄物処理計画の策定がスムーズに進みますよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、高知県災害廃棄物処理計画の概要につきまして、報告を終わります。よろしく申し上げます。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎樋口委員 春野球場の350倍といったら、それは、なかなか難しい。めどは、どんなどころを考えちゅうがです。

◎川上環境対策課長 仮置き場につきましては、最初にお話をさせていただきましたように、市町村計画がまずベースになってきます。そうしたことから、この仮置き場の確保につきましては、今後、市町村とも十分協議しながらやっていきたいと思っております。

ただ、基本的には公有地をまず考える、優先的に考えるというのがありますけど、一方で、公有地は仮設住宅、遺体安置所、救援物資の一時的な置き場とか、そういったことが

優先になると思います。そうした意味では、なかなか公有地の確保というのは難しいのかなと思っております。そうした意味で、私有地とか、そういったものも検討の対象には加わってくるものと思っております。

◎樋口委員 検討の対象じゃなくて、検討しなければならないわけでしょう。ほんで、公有地はもうわかっちゃらね。使える、使えんは別として、どこにあるか、どれぐらいの広さか。だから問題は、350倍をどれくらい公有地でカバーできそうなのか。

それと、もう一つは、民有地と話しせないかんわけでしょ。そんな広い土地、市町村にそれぞれ積み上げ方式で持ってこい、いう内容と解釈したわけですね。市町村主体やったら。それ、市町村もそんなのできないから、県がここだけ明確に350倍という数字を出したんだったら、ある程度のめどといいますかね、ここらやったら、100倍、200倍くらいは行くんじゃないかというめどがなかったら、ただ数字出してもこれは何ともならないんじゃないですか。

◎大野林業振興・環境部長 御指摘のとおりで、課長の説明しましたとおり、優先順位というのは、例えば、死体安置所とか、仮埋設する場所が当然優先されてまいりますので、そうやって引き算をしていくと、一応市町村に投げかけて、このあたりが候補になりますよと帰ってきたのを、単純に積み上げても恐らく足りないと思っております。

◎樋口委員 全く足らんと思う。

◎大野林業振興・環境部長 そうなったときに、次に考えられる方式は、海岸線で塩につかっている田んぼとか、そういうところを除塩する間借りて、仮置き場にしていくというふうなことを、今後、市町村と話し合いながら詰めて進めていかなければならないと考えてます。

◎樋口委員 それは一つの方法と思いますが、海岸線でこれくらい確保できそうな見通しはあるわけ。

◎大野林業振興・環境部長 海岸線一帯は、結局、津波堆積物とかいうのを戻していく場所がございませんので、それを、例えば、海岸線に土盛りをしながら、堤防状にしていくとか含めて、海岸で一定塩水につかったエリアを3年間程度使わしていただくという計画を立てていかなければ、また、それを住民の皆さんに御理解をいただくように、今後取り組んでいかなければならないと思ってます。

◎金子委員 ちょっと確認です。資料2の1ページ。

それとまず、その先に、災害廃棄物の処理計画、これは非常に重要なことだと思います。さあ、いざどうしようかというよりも、事前にどこまでできるかできんかは別にして、事前に検討しておくということは、混乱もなく早期復旧ができると。非常に重要な計画だと、うんと進めていただきたいという、希望を持っております。

その中で、このL2、L1の表現ですね。このL1の発生頻度の高い一定震度の地震と

というのが、いまいちよくイメージできんわけですけれども。例えば、67年前の昭和南海地震、これらも含まれるし、また、さらにその102年ですか、170年ぐらい前の安政地震ですね。これは、かなりの規模なんですね。それは、マグニチュード8.4で記録されておりますけれども、どの程度のことをL1というか表現はわかるけれども。と言いますのは、瓦れきの発生量から見て、L1が安政地震級を考えておるとしたら、このL2との差が余りにもあり過ぎるような感じ。これ、素人考えですよ、経験的な。安政地震クラスになったら、本当に高知県の平野部はなくなるぐらいの津波が発生するわけですので。その辺の考え方とL2の考え方で瓦れきの発生量ですね。このL2というのは、今、県から出されておる、それぞれの市町村は最大津波が来るわけですよ。それをずっと積み上げたものですか。

◎川上環境対策課長 基本的にL1、L2につきましては、危機管理部が公表してます地震想定に準じてやってるものでございます。特に、L2につきましては、俗に言う4連動、最大級の地震が起こった場合ということを想定しております。

それで、発生量につきましても、昨年5月の15日に危機管理部のほうで、それぞれL1、L2の全壊家屋数、倒壊家屋数が公表されておりますので、それをベースに推計したものでございます。

◎金子委員 地震動による倒壊数は、これL2、それでいいと思うんです。

今度、浸水区域によって流される発生量、これは、今のところ、6ブロックぐらいの震源域を想定して、それぞれの地域で発生した場合、ここが一番多くなると。マックスを全部取り合わせて、重なり合わせはないわけです。その中で、全体的に、ある地点Aで発生したら黒潮町34メートルですよ。室戸は比較的少ないですよ。それぞれのやつの浸水深から積み上げんとですよ、起こり得る6カ所で同時に起こらんわけですけん、その6カ所の最大マックスをとったら、とてつもない仮説の数字になると思うんですよ。その積み上げをぎっちりやって、一番多い瓦れきがどうなのかと。そういう検討されておると思えますけれども、この比較から見たら余りにも差が違いますので、そこな辺、どうされておるか。

◎川上環境対策課長 L2につきましては、時期的に言いますと、冬期、時間帯で言いますと夕方の6時ということで、幾つかの想定パターンが危機管理部のほうから出てると思いますが、最大クラスの被害ということで、推計してるものでございます。

◎金子委員 いや、私の質問してるのは、最大クラスです。もう、甲浦、室戸と宿毛、土佐清水なんか、発生源によって、随分津波高も浸水も違うわけです。今出されてるのは、それぞれの地域で発生しうるとして、それぞれ最大のものというか、重なり合わせはないわけですよ。その中で、一定高知県の瓦れきが一番多いのはどういうケースでいったら、あるところは35メートル、こちらは20メートルってあるけれども、15メートルぐらいかもし

れないと。その震源域によって、一番被害額の大きいのを想定して積み上げないと。もし、最大のそれぞれの地域を押さえて積み上げるとしたら、これは、とてつもない仮定の数字になっちゃうと思われるわけです。やっぱり、それぞれのブロックで起こりうる、そのケースをずっと一つ一つ出して、最大の、廃棄物処理がどうなるか。それに対して、どういう計画していくかという形が要ると思うんですけど、その辺に、そういうふうになっておるわけですか。

◎大野林業振興・環境部長 委員が御指摘のように、確か六つのケースだったと思いますがけれども、それらを想定した上で最も被害が大きい、県平均で見たときに最も被害の大きい量で危機管理部のほうで災害廃棄量を出しておりますので、それを我々は利用させていただいています。

確かに、個別の地震でいきますと、東のほうが災害が多い場合もありますでしょう。あるいは、逆に西が災害が多い場合もありますでしょうけれども、それぞれのケースで算定をしたものを比較して、最も被害の多いものをとっているということでございます。

◎金子委員 そういうことでよろしいです。はい、わかりました。

◎西森（雅）委員 ちょっと先ほどの関連ですけど、そうするとそのケースがある中で、市町村によって、そのケースで処理量っていうのは変わってくるわけですけども、市町村においては、一番マックスのケースで計画を立てるということでよろしいのでしょうか。

◎川上環境対策課長 秋以降、市町村説明会をして、順次策定をしていただくと。そのときには、一定、県の計画、先ほど部長のほうからも申し上げましたように、平均的な一番大きい被害ということ想定して今つくっておりますんで、市町村が計画をつくる際、ベースはこの県の計画と整合をとっていただきたいと考えております。

◎西森（雅）委員 そうなってくると、それぞれの市町村の最大に合わせた計画ということになってこようかと思えます。

それで、ちょっとお伺いしたいのは、やはり一般的に考えてみて、一番廃棄物の量が多いのは、やっぱり高知市なのかなと考えるわけですけども。実際、高知市が計画を立てていく中で、これはもうどうしてもやっぱり一次処理場だとか、二次処理場、もうそら明らかに難しいですよという数値が出てきた場合に、その計画の時点で、例えば隣の町だとか隣の市に受け入れてもらうというような計画を県として調整していくのかどうか。

◎川上環境対策課長 県の役割っていうのが、広域調整ということにあると思います。一義的には市町村でまずは考えていただきたいという投げかけはさせていただきたいと思えます。まずは、市町村で。

ただ、市町村でもどうしても無理なところ、特に、中間処理を合わせてやります二次仮置き場につきましては、基本的に県としましても、一応ブロック単位ぐらいで設けるべきではないかと考えております。

そうした際には、当然ブロックを構成する市町村をどういう市町村で構成するか。今でも、一般廃棄物の焼却をなんかは結構、一組とかでやられております。そういう枠組みでありますとか。それとか、あと、ごみ処理広域化計画、平成11年につくったものがございまして、そのブロック割とかいろんなパターンがあると思いますんで、そういった中で、市町村間の調整といいますか、そういったものも必要に応じて行っていきたいと考えております。

◎西森（雅）委員 そうすると、今年度、県が計画を立てると。28年度までに市町村が計画を立てていくということですが、市町村が立てていく計画の中に、先ほどブロック単位での処理ということもあり得る話でしたけども、そうなってくると相当やっぱり県が調整に、市町村計画の段階からやっぱ入っていかんといかんのかなと思うんですよ。

海面処理とかっていっても、果たして、全くできない町とかどう考えても無理でしょうということも出てくると思うんですよね。

元に戻りますけども、もう相当な形で市町村計画の中に県が入っていくということではないんですかね。計画の段階で調整に入っていく形で市町村計画ができ上がっていくということではないのでしょうか。

◎川上環境対策課長 最初にも申し上げましたように、広域調整は一定必要やと思います。そのために、県としましては、まずは市町村の御意見、どういうお考えされてるのか聞いてみたいし、そういったことで、秋ごろから市町村説明会もさせていただいて、その場で忌憚のない市町村の意見も拾い上げていきたい。その上で、県として何ができるのか、どういったことをしなければならないのか考えていきたいと思っております。

◎西森（雅）委員 つまり、実際のところは、県がやっぱりそういう調整にもう入っていくしかないと思います。

◎佐竹委員 2点だけ聞いちゃきたい。さっき説明のあった3,229万5,000トンというのは、いわゆるL2の量ですね。ということは、3年間で処理ができんという量よね。これは莫大な数字。言うたら一廃が中心よね。そうでしょ。一廃じゃというても産業廃棄物は県の責任で処理せないかんけど、一廃じゃいうのは法的には市町村が処理主体。厚生省もそういう指導方針だと思うけど。そこの基本的な認識は、東北とか、関西とか、いろいろあったから市町村に対してできちゅうがかね。これからかよ。

◎川上環境対策課長 正直なところを、高知市とは県市連携会議等の中でも、災害廃棄物対策というのは共通の検討課題になっておりますので、高知市なんかの意見は聞いております。

ただ、すべての市町村でどうかと言われるとちょっとそこまでは。これからということになります。

◎大野林業振興・環境部長 先ほど西森（雅）委員の御質問にも関連するわけですがけれど

も、そもそも一廃処理については、小さな市町村については、一部事務組合で行っておるところが多数でございますので、個々の市町村では、なかなかお話をしても一体何のことやらと、普段事務をしてないものでみたいなお話が恐らく出てくるんだろうと思っています。そのために、県としても相当積極的にブロック割もし、一部事務組合等の実際に処理に当たっているところと意見調整をしながら、進めていかざるを得ないと考えています。

◎佐竹委員 それは、そういうことじゃろうけど。一体、今のL2の量で海面に埋め立てるものが大体どればあと。あるいは、再資源化を図る。目標としては、これくらいの量があるとかいう基本的なことは、それぞれの市町村の積み上げでわかっちゃらないかんと思うし。これからという話じゃ、えらいひだけた話というふうに思うけど。

そりゃあ、津波が34メートルが来る、30メートルが来るじゃいうことも、ぽっぽぽっと県から出して、それで、こういう基本的な生活に密着しちゅうところの問題はこれからで、置き去りみたいなことを言われると不安が募るけんどね。そこら辺。

◎川上環境対策課長 本編には、個々の市町村別の見込み発生量というのは、本編の分厚いほうには載せてございます。それと、先ほどの資料3、概要版のちょっと御説明させていただきましたページ8については、一番右にコンクリートとか土砂系とか金属くずとか、それぞれ再資源化できるものがどれぐらい、県全体としてどれぐらい出るかと。そして、どうしても処理し切れない不燃物、それから可燃物を焼いた後の焼却灰、これがどれぐらい出て、不燃物がどれぐらい出ると。この中では1,200万トンほど、どうも今の計画ではちょっと処理し切れないと。何とかこれを処理する方策を見つけていかなければならない。一つの方法は、海面、公有水面埋め立てとか、あと、採石跡地への埋め立て、そういったこと。あとは、広域処理とかいうところも含めて、今後の大きな宿題、課題だと考えております。

◎佐竹委員 これ資料もなかなか立派なし、川上課長の説明はなかなかお上手じゃと思うて聞いたけど、その中身、これからの課題が余りにも大き過ぎるように思うから。

しかし、県がそこまで踏み込む言うたらね、一廃の問題へ。これは、なかなか姿勢としては、大したもんじゃと思うわけじゃから。市町村にも十分理解してもらって、あんまり県が一方的に踏み込まんように。市町村もかなり頑張っ一緒に取り組んでもらわないかん。よろしゅうに。

◎依光委員 佐竹委員が言われたのであれなんですけど。市町村ごとして言ったときに、市町村によって全然量が違うので、うちは関係ないになったらいけない。どういうふうにスタートするかという問題で、市町村の問題ですよってまず言って、無理ですってなって、次に、やっぱり広域という順番になってくると。碎石とか、海に埋める、山に埋める含めて、どういうふうに進めるかですけども、自分の意見としては、やっぱりこれはもう高知県の問題ですよっていう前提でやらんと、自分は香美市ですけど圧倒的に少なくて。

ただ、やっぱりその話の持っていく方々には、事務組合もやってるわけなんで、そこら辺は慎重にスタートせんと後から何かおかしくなるので。もう、これは意見でいいです。

◎米田委員 一つは市町村ごとに出ちゅうということで、ただ、よう見てないですけど、やっぱり、沿岸19市町村が圧倒的に多いと思うんです。今、依光委員も言われましたけど、避難場所にしても、やっぱり広域避難ということで、それはやらないと命も確保できない、生活も確保できないということですから、やっぱり県の果たす役割は非常に大きくなるを得ない。一廃、産廃という区別で済むような事態ではないと思うんで。

ただ、市町村も県もそうですけど、ごみの問題だけではなくて、避難所、住宅建てんといきません。総合的にこういう広さが要る、こういう場所が要るということ市町村と県も一緒に考えないと。ごみだけでいったらいかんし、仮設住宅のエリアも考えざるを得ないので。そこら辺大変やけど、市町村には総合的に県としてのやっぱり支援を。大変やと思うけど、どんなふうにされていかれるのか。

◎大野林業振興・環境部長 それは、県全体にかかる問題ですので、災害発災後の土地利用に関しては、危機管理部が中心になって、いろいろな機能をつくっていかないと。先ほど課長も言いましたけど、仮設住宅とか御遺体を安置する場所とか、御遺体も火葬が間に合いませんから、しばらくは土葬をして、そこへ置いておくという措置も必要になってまいります。そういう、それぞれのレイヤーを地図の中へ落とし込んで、機能分担をして上から通して見たときに重複がないとか、合理的に配置できているかっていうのは、これからの作業になっていきますので、県庁各部が横断的にその意見を出し合って決めていくこと。その際には、当然、市町村の御意見も十分聞いて進めるということになってございます。

◎米田委員 はい、わかりました。

◎金子委員 関連でよろしいですか。森づくり推進課長に。26年度の予算執行、それから、今度、本議会で委員長が説明された繰越額との関連がありますので、県単事業の森林整備地域活動支援事業とか持続的森林経営確認あるいは森林境界明確化、それから、県産材需要拡大事業費、これらの事業の進め方について、ちょっと教えていただきたいのですが。

5月の業務概要調査で現地の事務所おじゃましたときに、いろいろ教えていただいたんですけども。26年度事業について、事務所によっては計画もなく、例えば、要望調整中というのがありまして、何なのかなって、いまだにわからんけれども。これらの事業について、どういうふうな進め方をされておるのか。ことしの予算全体では、県のほうで押しえちゅうと思うんですけども、その執行が可能なのかどうか。

◎山中森づくり推進課長 現在、森林境界明確化につきましては、内示を済ましております。交付申請を全部ではないですけども、上げていただいている状況にあります。

それから、地域活動支援交付金につきましては、要綱改正をしまして、これから市町村

から交付申請を出してきてもらう段階にあります。

◎金子委員 24年度事業でも同じような、事業名が違いますけど、非常に不用額が多いと。それから、繰越額が非常に多いと。その原因を改善してくださいねということで決算特別委員会でも言って、そのときに、次から改めますというのがあったんですけども。25年度も非常に繰越額が多いわけですね。それで、26年度はどうかなあと見たときに、26年度事業を調査要望中で、一つの林業事務所の中に事業費が入ってない、計画が。そんな予算執行のあり方がどうかなという疑問があるわけですよ。

詳しいことはわからんですけども、本来なら26年度事業やったら25年度中に要望を出して、それをヒアリングして当初予算に積み上げて、予算化すると。ほんで、事務所ごとにはっきりあると。その事務所の中で要望を受け付けるということが適当だろうと思いますけれども。計画がないままプールした県の予算の中で、要望があったらやりますと。要望が少なかったから不用額になりますと。その繰り返しであっては困るわけですよ。

ほんで、決算特別委員会からもかなり厳しい意見もあっちゅうと思いますがね、決算特別委員会の報告書を読みましたら。そういう改善がされているのか、わからん部分がありますから、質問しておりますけれども。その辺の見込みはどうなんですか、予算執行の。

◎山中森づくり推進課長 去年度は、決算特別委員会のときもお話をさしていただいたんですけども、事業内容が大きく変わりました。それから、あと、事後申請であったものが、事前申請に変わったりとかして、そこら辺の手続で執行状況がよくなかった現状があります。

今年度も実は、また事業内容が変わっております。そのところで、要綱改正が先日済んで、今、交付申請を待ってる所なんですけれども、そういう状況はあります。

◎金子委員 要望側は、いろいろ事業名が変わったり、交付申請のやり方が変わったりして、窓口になってる市町村が把握しておるかいうたら、わりかし把握してない。説明されたと思うんですけども。直接受ける市町村がそれ。それから、森林組合、施行主、末端いますか、そこまでどう伝わっていくかと。やりたいけれども、やり方がわからんという、それが実態だろうと思うんです。いろいろ関係者に話聞いてみますと。ですから、その辺を周知徹底して、やる意識があるがやったら、いつまでにこういうふうにしなさいと、教えてあげますよというぐらいにやらないと、年度途中で事業名が変わったりしたら、ほんとに申請者、戸惑う部分があると思う。それをやって、26年度は、もう少なくとも不用額は出ないように、一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

◎山中森づくり推進課長 はい、わかりました。

26年度事業につきましても、森づくり推進課は、各林業事務所の担当者会を開きまして、事業の説明をしております。それから、各林業事務所におきましても、市町村、それから、森林組合を集めまして、事業の説明会はしております。

今年、不用額が出ないように施行してまいります。

◎金子委員 私が望むのは、会はやっておりますやなくて、要望があつて予算化しておりますので、それを進めるということ、それをぜひお願いしたいと思います。

◎上田委員長 他にございませんかね。

それでは、以上で質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部を終わります。

《水産振興部》

◎上田委員長 次に、水産振興部について行います。

最初に、議案について部長の総括説明を求めます。

◎松尾水産振興部長 それでは、説明いたします。

資料ナンバー②の補正予算の議案説明書、22ページをお願いいたします。

今回、水産振興部からは、漁業振興課の補正予算で2,157万3,000円をお願いしております。先月の委員会の出先調査の際にも、内水面漁業センターの所長から御報告をさせていただきましたが、この2月に、内水面漁業センターの隔離実験棟で、漁業の治療試験終了後の後始末の確認が不十分であったため、火災が発生し、建物の一部また設備を焼損いたしました。この件に関しましては、部としても重大な責任を感じておりまして、所管するその他の出先も含めまして、二度とこのようなことがないように再発防止について指導を徹底しておりますが、貴重な県有財産を損傷しましたことにつきまして、深くおわび申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

内水面漁業センターは、内水面漁業また内水面養殖業にとりまして極めて重要な役割を持った施設ですので、速やかに機能を回復する必要があるとございます。今回の補正予算は、この内水面漁業センターの隔離実験棟の機能回復させるために必要な建物の修繕及び備品の整備などがございます。詳細につきましては、漁業振興課長から説明させていただきますので、どうかよろしくをお願いいたします。

〈漁業振興課〉

◎上田委員長 続きまして、所管課である漁業振興課の説明を求めます。

◎三觜漁業振興課長 当課の6月補正予算につきまして、御説明いたします。よろしくをお願いいたします。

内容につきましては、内水面漁業センターの修繕工事等についてでございます。議案説明書（補正予算）②の24ページをお願いいたします。

4、水産業試験研究費の右側の説明欄をよろしくをお願いいたします。内水面漁業センター管理運営費といたしまして、2,157万3,000円をお願いするものであります。内容につきましては、赤のインデックスに漁業振興課とございます議案補足説明資料の1ページで御説明させていただきます。

今回の修繕工事等をお願いすることとなりました経緯でございますが、今年の2月24日に内水面漁業センターの隔離実験棟で火災が発生いたしまして、室内の内装や小型水槽などが焼損いたしました。火災の原因につきましては、ウナギの養殖業者から依頼を受けました治療試験終了後に、実験に用いておりましたヒーターの電源の遮断を失念したことによるものでございまして、貴重な県有財産を焼損させましたことに、深くおわびを申し上げます。申しわけありませんでした。

この施設は、3の1)にございますように、養殖ウナギなどの疾病対策として感染実験や治療試験などを行えるよう、水温等を制御するシステムや排水の殺菌装置などを持ちまして、内水面養殖業の疾病対策や河川漁業の増殖事業に必要な知見を得るために必要な施設でございます。特に、本県のウナギ養殖業は、20経営体が12億円ほどの生産を上げる重要な産業でございますが、えら病と呼ばれます漁業被害の対策が喫緊の課題となっております。この病気の原因が単一の病原体でなく、複数の病原体でございますことから、DNAレベルで病原体を特定した後に、この実験棟での試験によって得られた治療試験を養殖業者にお伝えすることができます。こうした試験を行う重要な施設でございますので、早急にこの施設を復旧させて、養殖業者の方々の要請にこたえられるよう体制を整えることが必要であると考えております。

修繕工事等の概要でございますが、資料の4にお示ししておりますように、修繕工事の設計施工管理に143万1,000円、工事請負費が1,756万8,000円、飼育水冷却機などの備品や消耗品の購入費が257万4,000円の計2,157万3,000円でございます。

あわせて、再発防止策といたしまして、ヒーターを使用する際には複数の職員で安全を確認すること、電源を一括して遮断できるスイッチを整備すること、空だきしたときには、電源供給を遮断する装置を導入することにより、今後このような事故を起こさないようにしてまいります。

説明は以上でございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

◎上田委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。

◎金子委員 今説明いただきましたけども、ほんとに早期復旧が望まれますね。今から最短でどれくらいな工期を予定されておりますか。完成の時期のめどは。

◎三觜漁業振興課長 まず設計と施工管理から始まりますので、8月ぐらいまでにはそのあたりを終わらしまして、9月には工事の着工に持っていきたいと考えております。

しかしながら、工期が3カ月ぐらいは要すると思いますので、年内にはちょっと完成が難しいのではないかと見ているところでございます。

◎樋口委員 ウナギとアユの放流は、これは県の補助金出してませんよね。

◎三觜漁業振興課長 補助金は出しておりません。

◎樋口委員 そしたら、アユは聞くところによると、日章のところでは養殖アユを各河川組

合に卸しゆうみたいなけど。それは、コストから考えたらどれくらいで卸しゆうがですか。

◎三觜漁業振興課長 アユの種苗の放流につきましては、香南市吉川の内水面種苗センターで行っております、今回の高知県内水面漁業センターとは違う施設でございます。

アユとモクズガニを合わせまして、その施設を使用して高知県内水面漁連が種苗を生産しておりますが、委託費として1億2,417万円の委託費を出しています。

◎樋口委員 コストはどれくらいかと聞きゆうがです。そういうことはわかってますから。

◎三觜漁業振興課長 種苗生産コストはですね。

◎樋口委員 何ぼのコストを何ぼで出しゆうかということですよ。100円かかったものを120円で出しゆうか。90円で出しゆうかという話ですよ。

◎三觜漁業振興課長 種苗単価は、10グラムサイズが1尾当たり40円を見込んでおります。

◎樋口委員 幾らコストがかかって、それを幾らで出しゆうかですよ。それだけちょっと聞いちょきたいんです。

◎三觜漁業振興課長 トータルの生産にかかる経費が1億2,400万円ほどかかっておりまして、委託費も同等額の1億2,400万円ほどを見込んでおります。

◎樋口委員 そしたら、1億2,000万円でアユの稚魚を育てて、それで各漁協には1億2,000万円を出しゆうというわけ。

◎三觜漁業振興課長 予算計上は、同じ額で出しております。

◎樋口委員 予算計上は同じ額いうたらどういう意味ですか。

◎三觜漁業振興課長 この予算、生産経費につきましては、平成21年から平成23年の3年間の生産に係る経費を平均して出しております。それが1億2,400万円ほどでございます。

それで、今年度は、販売に係る部分が、当初予定しておりました県外への販売を県内への供給を優先したために、今の段階では、ちょっと県外の販売が見込めないような状況でございます、2,000万円ほど収支差額、マイナスが出るような状況ではございます。

◎樋口委員 アユというのは、漁協が放流して、それを楽しみにしちゆう県民もいっぱいおるし、いろんなもろもろの問題が吹き出てきてますので、県の予算を使う場合は、しっかりと無駄のないようにやってほしいと思います。

◎松尾水産振興部長 基本的には精算費イコール販売額という考え方で、予算上も成り立っておりますし、今、委員から御指摘のありましたように、アユというのは高知県にとっては非常に重要な魚種ですので、ここら辺は、ちょうど去年の7月から新たな体制で種苗生産が始まりましたんで、ちょうどきょう1年が丸むというようなことですので、ことしの実態もよく検討した上でいい形でやっていきたいと思っております。

◎西森（雅）委員 内水面漁業センターの修繕なんですけども、ちょっと時間がかかるという話もあったわけなんですけども。そのことによって、言ってみれば、この施設が使えないことによって、被害、えら病とかの被害額というのはどれくらいふえるという予想になっ

ているのですか。

◎三觜漁業振興課長 えら病の被害につきましては、平成26年の1月ごろに、県西部、県中央部で一定発生しております、その比率に対しまして、県全体に案分で計算しますと1年間で1,829万円ほどの被害額が出てるのではないかと思います。

ただし、えら病に関しても、治療方法の既存の知見がございますので、例えば、えさをとめるですとか、それから、水の換水率と言いますが、水をかえる率を高めるとか、そういった方向でえら病被害の拡大を防ぐよう、養殖業者を指導してまいりたいと考えております。

◎西森（雅）委員 この施設が使えないことによる被害額、昨年度であれば、26年の1月であれば1,800万円余りの被害額が出てるということですが、この使えない期間があることによつての被害額っていうのは、アップするのかどうかというところなんです。

◎三觜漁業振興課長 年間被害額が1,829万円推定でございますけど、これ以上アップすることは考えにくいと思っております。

◎西森（雅）委員 そうすると、あっさり言うと多少何というんですか、この施設が使えなかったとしても、被害の額が上がるということには影響がそんなにないという話なんですか。

◎三觜漁業振興課長 えら病も、先ほど説明さしていただいたように複数の病原体からなっております、未知の病原体による発生がありますと、病気を根本的に治す方法がこの施設がないことには対応できなくなるということが危惧されます。

ですから、そういう未知の病原体によるえら病というのが発生したときは、どのぐらいの被害金額になるかは、ちょっと予想がつかないような状況でございます。

◎西森（雅）委員 そのために早くやらんといかんという話ですね。わかりました。

あと、火災による保険とかの補填というのはどういうふうになっておるのか。

◎三觜漁業振興課長 保険については、公益財団法人都道府県会館共済部のほうで保険を加入しております、保険金額は復旧費が確定しないことには、はっきりいたしません、私どもが計算をしますと、全損で最も多い場合でも580万円ほどで査定を受けますと、もっと低い額になるのではないかと考えております。

◎上田委員長 いいですかね。

それでは、以上で質疑を終わります。

以上で、水産振興部を終わります。どうもありがとうございました。

これより採決を行います、今回は、議案数2件で予算議案1件、その他条例議案1件でございます。

それでは採決を行います。

第1号議案、平成26年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委

員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。

よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第15号議案高知県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例議案を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上田委員長 全員挙手であります。

よって、第15号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いします。どうもありがとうございました。

(執行部退席)

《意見書》

◎上田委員長 それでは、次に、意見書を議題といたします。

意見書案7件が提出されております。

まず、地域経済と雇用を支える中小業者への外形標準課税適用拡大に反対する意見書(案)が、日本共産党、県民クラブから提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎上田委員長 そしたら、小休にいたしますので、御意見を御自由にお願ひします。

(小 休)

◎ 自民党の考え方として、6月24日に閣議決定がありまして、経済財政運営と改革の基本方針、骨太方針というのを出してありまして、うちの考え方とは違うということです。

◎ 不一致。

◎上田委員長 それでは、正場に戻します。

この件につきましては、意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わりにして、議会運営委員会に差し戻したいと思ひます。

それから、次に、中小企業の事業環境の改善を求める意見書(案)が、公明党、自由民主党、日本共産党、県政会、県民クラブ、南風から提出されておりますので、お手元に配付をしてあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎上田委員長 朗読を省略します。

それでは、小休にいたしますので、御意見を御願ひします。

(小 休)

- ◎ これで、いいんじゃない。
- ◎ 番号の2番の、小規模企業申告基本法（案）となっておりますけど。
- ◎ 文言修正で。案をのけるという。
- ◎ 委員長、副委員長一任。
- ◎ それでは、いいですかね。
- ◎上田委員長 正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって、提出することといたしたいと思いますが、よろしゅうございますかね。

(異議なし)

- ◎上田委員長 ありがとうございます。

次に、慎重な農業改革を求める意見書（案）が、自由民主党、公明党、県政会、南風から提出されておりますので、お手元に配付をしております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

- ◎上田委員長 それでは小休にします。御意見をお願いいたします。

(小 休)

- ◎ 十一、十二一括で。趣旨が同じ。
- ◎ 一括で御審議を。

- ◎上田委員長 そしたら、正場に復します。

十一、十二は一括ということでございますので、ちょっと12番を通します。

政府の規制改革実施計画における農業協同組合見直しに反対する意見書（案）が、日本共産党、県政会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

- ◎上田委員長 それでは小休にいたしますので、十一、十二の意見書（案）について、御意見をお願いいたします。

(小 休)

- ◎ 同様の趣旨だと思いますので、文言を修正して、全会一致で出したいと思ひまして、ちょっと案を持っておりますので、見ていただいてもいいですか。
- ◎ お手元に届いたかと思いますが、この案によって、一致できればというふうに思ひますが、いかがですかね。線引いてるところが変わっているということです。
- ◎ このとおりのことじゃなくても、これをたたき台にですね。
- ◎ そしたら、正副委員長で調整するという事です。

◎上田委員長 それでは、正場に復します。11番、12番につきましては、正副委員長で文言修正しまして、全会一致で提出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。いいですかね。

(異議なし)

◎上田委員長 それから、13番です。日豪EPAの「大筋合意」の撤回を要求する意見書(案)が、日本共産党、県民クラブから提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎上田委員長 それでは小休にしますので、御意見をお願いいたします。

(小 休)

◎ 自民党としては、これはもう合意の方向で行きゆうんで、共産党の趣旨とは相入れんところがあります。

◎ 不一致で。

◎上田委員長 そしたら、正場に復します。

この意見書につきましては意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わりにして、議会運営委員会に差し戻します。

◎上田委員長 次に、14番の「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書(案)が、自由民主党、日本共産党、公明党、県政会、県民クラブ、南風から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎上田委員長 それでは、小休にします。

(小 休)

◎ 全会一致じゃないかえ。

◎ 意見なんですけど、頭の3行、政府は少子高齢化問題にから、目指している、ここを外してもらってという意見。また、正副で調整を。

◎上田委員長 それでは、正場に復します。

文言を正副委員長で修正し、この意見書は当委員会の委員全員をもって、提出することいたします。

(異議なし)

◎上田委員長 15番。地域林業地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書(案)が、自由民主党、日本共産党、公明党、県政会、県民クラブ、南風から提出されておりますので、お手元に配付をしてあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎上田委員長 それでは、小休にします。

(小 休)

◎ よろしい。全会一致。

◎上田委員長 それでは、正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。これですね。

(異議なし)

◎上田委員長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、明日の委員会は休会とし、7月2日水曜日の午前10時から、委員長報告の取りまとめなどを行いますので、よろしくお願いいたします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。どうも御苦勞様でございました。

(15時51分閉会)